

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	7	担当課	畜産課
法令名	家畜改良増殖法	根拠条項	26-2	不利益処分の種類	家畜人工授精所開設許可の取消及び使用の停止
<p>家畜改良増殖法 (家畜人工授精所の開設の許可の取消及び使用の停止) 第26条 都道府県知事は、家畜人工授精所の開設者から申請があったときは、その開設の許可を取り消さなければならない。 2 都道府県知事は、家畜人工授精所が前条第1項の構造、設備及び器具を欠くに至ったとき又は家畜人工授精所の開設者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したときは、その開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。 3 第19条第3項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。</p> <p>(家畜人工授精師の免許の取消及び業務の停止) 第19条 都道府県知事は、家畜人工授精師が第17条第1項に規定する者に該当するに至ったとき又は家畜人工授精師から申請があったときはその免許を取り消さなければならない。 2 都道府県知事は、家畜人工授精師が第17条第2項各号の一に掲げる者に該当するに至ったとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。 3 前項の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開による聴聞を行わなければならない。</p> <p>(家畜人工授精所の開設の許可を与えない場合) 第25条 前条の許可は、申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合には、与えない。 2 前条の許可は、当該施設の設置の場所が風紀上不相当であるときは、与えないことができる。</p> <p>家畜改良増殖法施行規則 (家畜人工授精所の構造、設備等) 第33条 法第25条の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。 一 構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場所が外部から見えないような困障があるもの 二 設備 処理室が衛生的操作並びに家畜人工授精用精液又は家畜受精卵及び薬品の保管に支障がないもの 三 器具 イ 家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具 ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具 ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具</p>					